

北広島市子どもの権利に関する推進計画（骨子案）

平成 年 月
北広島市

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状

- 1 子どもの参加について
- 2 子どものふだんの生活について
- 3 子どもの権利について
- 4 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の体系

第4章 権利体系ごとの施策

- 1 安心して生きる施策の推進
- 2 守り、守られる施策の推進
- 3 健やかに育つ施策の推進
- 4 参加する施策の推進

第5章 計画の推進と評価

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価・検証

参考資料

- 1 北広島市子どもの権利条例
- 2 北広島市子どもの権利条例施行規則
- 3 北広島市子どもの権利推進委員会委員名簿
- 4 計画策定経過

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

平成元年（1989年）、国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本においても平成6年（1994年）にこの条約を批准し、条約の理念の実現を目指して、さまざまな立法や行政措置を進めています。

条約の理念の実現には、国だけでなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子どもの施策として取り組むことが大切です。

そのため、北広島市では、条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子どもの施策を進めることとし、北広島市子どもの権利条例（以下「子どもの権利条例」といいます。）を制定しました。

子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、市としての子どもの権利に関する基本的な考え方を定めた条例です。

本計画は、子どもの権利条例の理念の実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの権利条例第25条に基づく、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、本市の取組みを示すとともに、家庭や学校、施設、地域の取組みを推進するものです。

また、本市における最上位計画である「北広島市総合計画（第5次）」を上位計画とし、「（仮称）北広島市子ども・子育て支援プラン」などの計画と整合を図り策定します。

なお、本計画において、「子ども」とは、子どもの権利条例第2条第1号に規定する子どもとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から29年度までとします。また、計画の最終年度となる平成29年度には、本計画に基づく取組みを踏まえた第2期計画を策定していきます。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1期計画					
		策定	第2期計画		

第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状

今回の意識調査の分析に伴う子どもの状況について記載

- 1 子どもの参加について
- 2 子どものふだんの生活について
- 3 子どもの権利について
- 4 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、誰もがその健やかな成長を願っています。子どもが健やかに成長するためには、子どもにとって最善の利益が尊重されることが大切です。

子どもの権利条例では、子どもにとって大切な権利を明らかにすることや、子どもの権利の保障を進めるための仕組みなどについて必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

このことから、本計画の基本理念は、子どもの権利条例が目指す目標として前文に掲げられている「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」とします。

「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」

2 計画の基本目標

基本理念に掲げた「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」を実現するため、取り組みの視点と施策の方向性として、子どもの権利条例に掲げられている以下の4つの柱を基本目標とし、施策を進めていきます。

(1) 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

(2) 守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

(3) 健やかに育つ施策の推進

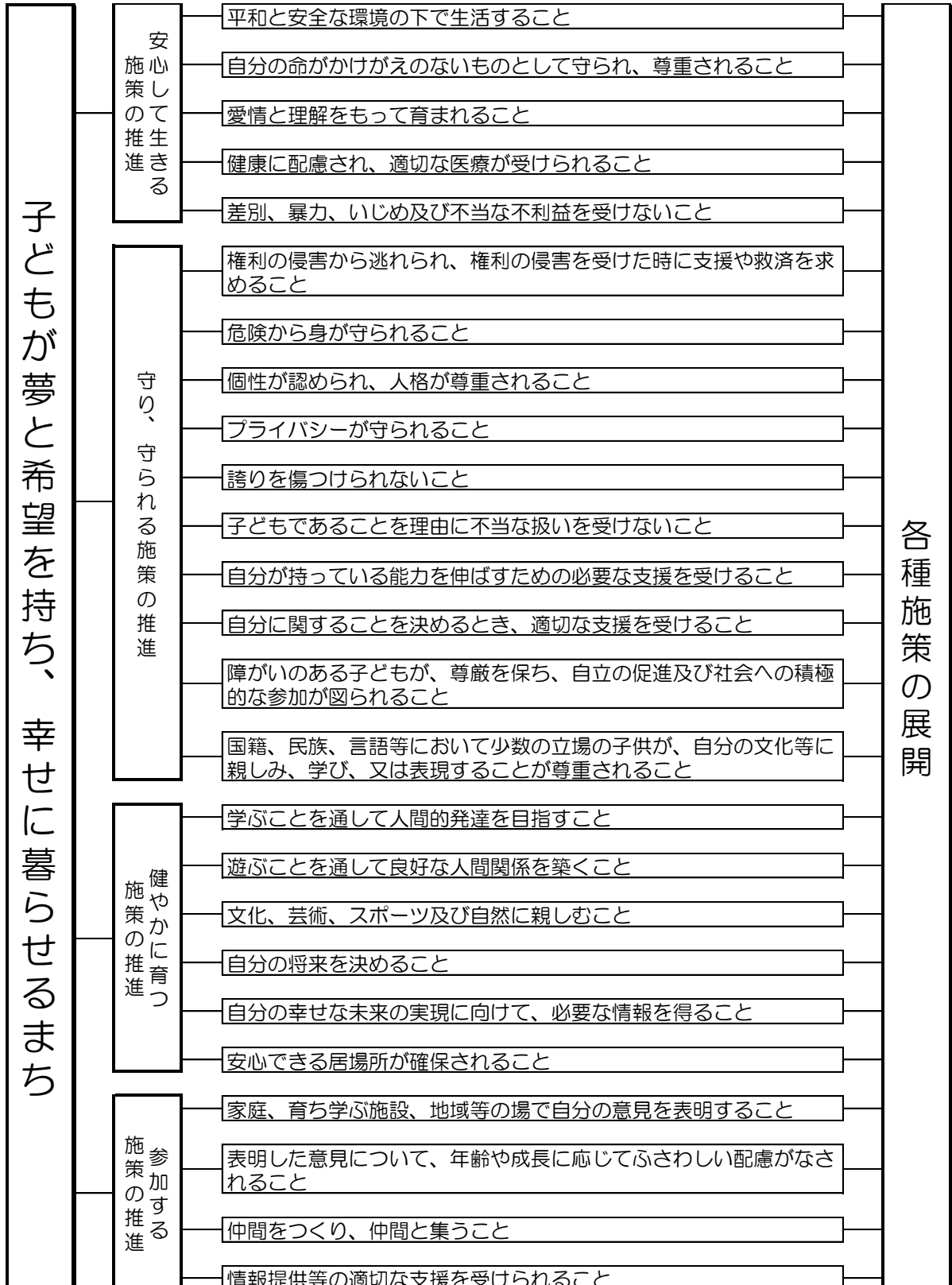
子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

(4) 参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

3 計画の体系

子どもの権利に関する推進計画では、子どもの権利条例に掲げられている権利の体系を推進計画の体系として各種施策を展開します。



第4章 権利体系ごとの施策

1 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

(1) 平和と安全な環境の下で生活すること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
小中学校の施設の空気環境測定の実施	学校施設空気環境測定事業	毎年、小中学校の普通教室及び特別教室の化学物質の濃度測定分析を実施する。	○		教育総務課
子どもの養育支援とDV被害の母及び子の保護	児童福祉施設入所措置事業	支援の必要な配偶者のない女子とその者が監護すべき子どもを、母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、自立の促進を支援する。	○	○	児童家庭課
	子育て短期支援事業	保護者の諸事情によって養育が困難になった場合の児童の養育支援とDVを受けた母及びその子の緊急保護を実施することにより、子どもの安全の確保を図る。	○	○	児童家庭課

(2) 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
子育て支援の充実	病児緊急預かり事業	子どもが病気になった場合等に、支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者が会員となって相互扶助により支援を実施する。		○	児童家庭課

(3) 愛情と理解をもって育まれること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
良好な保育環境の確保	市立保育園運営	多様な保護者のニーズに柔軟に対応できる良好な保育環境の整備を目指す。	○		児童家庭課
	私立認可保育園運営費支援事業	引き続き良好な保育環境を維持するため、必要な助成を行う。	○		児童家庭課
子育て情報の発信	利用者支援事業	子どもの誕生から小学生までの期間における各種の子育て情報を掲載したガイドブックを作成し、周知を図る。		○	地域子育て支援センター
子育て支援の充実	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、利用できる子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行う。	○	○	地域子育て支援センター
	ファミリーサポートセンター事業	育児の支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者が会員となって「ファミリーサポートセンター」を組織し、地域の子育てを支援する。		○	地域子育て支援センター
	地域子育て支援センター運営事業	家庭の孤立化を防ぎ、子育てに関する不安感や負担の軽減を図るため、子育て中の保護者を支援し、親子の触れ合いの場と親同士の子育て情報交換の場を提供する。		○	地域子育て支援センター
	シルバー子育てサポート事業	子どもの遊び相手や保護者の相談に応じることで、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、60歳以上の市民がボランティアとして子育て支援センターの事業を支援する。		○	地域子育て支援センター
	保育園一時預かり事業	子育て支援事業計画に基づき、保護者の就労形態や緊急時に対応したサービスについての検討を行ったうえ、休日保育を行う保育園を拡大し、利用要件についても緩和していく。		○	児童家庭課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
ひとり親家庭等の親子に対する支援	母子・父子自立支援相談事業	ひとり親家庭の生活相談、就業相談など、自立に向けた支援を実施し、ひとり親家庭の親子への福祉の増進を図る。	○	○	児童家庭課

(4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
疾病等の予防・治療に係る支援	予防接種推進事業	予防接種を実施することにより伝染性の疾病を予防し、健康保持を図る。	○		健康推進課
	エキノコックス症予防対策事業	小学3年生以上を対象に、エキノコックスの血液検査を実施することにより、早期発見、早期治療を図る。	○		健康推進課
	救急医療推進事業	毎日24時間体制で夜間や休日の急病に対応するとともに、休日の歯科医院の受診体制を維持することにより、健康維持に寄与する。	○		健康推進課
	子ども医療費助成事業	中学生までの医療費の一部助成をすることにより、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期受診、早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。また、小学生の通院についても助成を拡大していく。	○		国保医療課
学校での健康保持	学校保健	子どもの定期健康診断や定期歯科検診等の各種検診事業を実施することにより、健康保持、増進を図る。	○		学校教育課
健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援	妊産婦保健推進事業	妊婦健康診査やハイリスク妊婦の把握、マタニティスクールなどの開催を通じて、妊婦の健康と胎児の発育を守るとともに、孤立した育児にならないよう支援する。		○	健康推進課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
健全な食生活の推進	食育推進事業	食育講演会や出前食育講座の開催を通じて、食に関する知識と選択する力を習得し、子どもの心身の健康保持を図る。		○	健康推進課
	学校給食衛生管理事業	安心して安全な給食を提供するため、設備機器類を整備・更新し、衛生管理対策を実施する。	○		学校給食センター
	小・中学校給食運営	児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、給食を提供するとともに、全児童生徒を対象に食物アレルギー調査を実施し、喫食に注意を必要とする児童生徒の保護者と学校の間で献立の情報交換を行うことにより、児童生徒と教職員が共に注意を払い、安心して給食の喫食をすることができるようにする。	○	○	学校給食センター
	市立保育園運営	子どもの発達に応じた栄養価の高い、バランスの良い給食を提供するとともに、アレルギー対応について保護者との連携のもと取り組む。	○	○	児童家庭課
乳幼児の心身の健康増進と異常の早期発見	乳幼児保健推進事業	保健師による乳児全戸訪問や乳幼児健診などの実施により、乳幼児の心身の成長発達を促し、保護者が安心して育児ができるよう支援する。	○	○	健康推進課
ひとり親家庭等の親子に対する支援	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の親子に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の児童やその母・父が安心して暮らすとともに、健康の増進を図る。	○	○	国保医療課
	ひとり親家庭支援事業	一時的に生活援助が必要となるひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、親子の生活の安定を図る。	○	○	児童家庭課

(5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
デートDV防止の啓発	男女共同参画推進事業	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止を目的としてパネル展、出前講座等で啓発する。	○		行政推進課
いじめ等の未然防止と早期発見	心の教室相談事業	小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒等の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、いじめの未然防止と早期発見を図る。	○		青少年課
適正な子どもの養育の確保と要支援児童に対する支援	家庭児童相談室運営事業	子どもの虐待、養育問題などについて専門的相談支援や指導を行うとともに、民生委員の地域での見守りや保育園・幼稚園・学校など関係機関と連携して虐待予防に向けた取り組みを推進する。	○	○	児童家庭課

2 守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

(1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けた時に支援や救済を求めること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
権利の相談・救済と侵害された権利の回復の支援	子どもの権利擁護事業	子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行う。 また、より相談しやすくなるよう、 <u>巡回子どもの権利相談を行う。</u>	○	○	児童家庭課

(2) 危険から身が守られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
青少年健全育成の推進	青少年健全育成啓発事業	地域の子どもは地域で育てる活動を推進するため、学校、PTA、自治会・町内会、関係団体と連携し、地域に密着した青少年の健全育成活動の推進と健全育成の啓発を進める。	○	○	青少年課
	青少年安全対策事業	スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を行い、子どもの安全を確保する。	○		青少年課
		関係機関や地域と連携を図り、青少年の非行等問題行動に対して、状況に応じた適切な対応と指導を行い、健全育成を図る。	○	○	青少年課
		警察や学校からの不審者情報を携帯電話・パソコンにメール配信することにより、子どもの危険を防止する。	○	○	青少年課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
子どもに対する防災	防災資機材整備事業	紙おむつ、哺乳瓶等生活関連物資の備蓄を行うことにより、災害に対処し、災害時の避難場所等における市民生活の安定を図る。	○		危機管理課
	防災訓練事業	各種災害訓練を実施するなどにより、災害時における応急対策の円滑な実施を図る。	○	○	危機管理課
子どもに対する交通安全対策	交通安全推進事業	交通安全学童指導員・交通安全指導員を配置し、登下校時の交通安全を確保するとともに、交通安全教室などの各種啓発により、子どもの交通安全を図る。	○	○	市民課

(3) 個性が認められ、人格が尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
豊かな心を育む教育の充実	心の教育推進事業	市独自の教材を作成し、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付けるとともに、豊かな心を養う教育の充実に取り組む。	○		学校教育課

(4) プライバシーが守られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、プライバシー保護に関する啓発を行う。	○	○	市民課

(5) 誇りを傷つけられないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、子どもの誇りが傷つけられないよう啓発を行う。	○	○	市民課

(6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業	人権擁護委員との連携のもと、人権相談・学校での人権教室などを通じて、子どもが不当な扱いを受けないよう啓発を行う。	○	○	市民課

(7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
子どもたちの力を育てる活動の推進	青少年健全育成振興事業	生きる力を育て健やかでたくましい子どもを育成するための活動を保護者とともに推進する。	○	○	青少年課
青少年の育成環境の整備	青少年健全育成連絡協議会支援事業	地域で子どもを守り、育み、安全安心な地域環境づくりを目指すため、健全育成連絡協議会の活動を通じて地域住民の意識啓発を推進する。		○	青少年課

(8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
青少年の育成環境の整備	青少年健全育成連絡協議会支援事業	地域で子どもを守り、育み、安全安心な地域環境づくりを目指すため、健全育成連絡協議会の活動を通じて地域住民の意識啓発を推進する。		○	青少年課

(9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
障がいのある子どもに対する社会参加の促進	障がい者相談支援事業	障がいのある子どもが差別や不当な扱いを受けることのないよう、障がいを理由とする差別の解消を推進し、社会への積極的な参加を図る。	○		福祉課
障がいのある子どもの支援	小・中学校教育振興	子どもが置かれている障がいなどの状況によって、意見の表明や参加について支障のないよう、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられるようにする。	○		学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
障がいのある子どもとその親の支援	こども発達支援事業	未就学児童の通所支援や小学6年までの肢体不自由児の機能回復訓練と保護者支援を行うことで、療育指導の充実を図る。	○	○	こども発達支援センター
		発達相談や障がい児相談支援、地域支援を実施することにより、子どもの発達支援や家族支援を推進する。	○	○	
	特別支援教育就学奨励費援助事業	特別支援学級の児童に学用品費等を支援するとともに、通級教室児童を対象に通学費の支援を行うことにより、特別支援学級への就学を奨励するとともに、保護者の負担を軽減する。	○	○	学校教育課
	特別支援教育推進事業	学校内の体制を整備し、学校・保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて特別支援教育支援員・特別支援学級介助員を配置することで、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに対応していき、また教員の理解と資質の向上、保護者の理解を進める。	○	○	学校教育課
	障がい者施設開放等支援事業	長期休暇時に障がい児者の活動の場を確保することにより、閉じこもりの予防と家族の負担軽減を図る。	○	○	福祉課
	障がい者団体活動支援事業	障がい者団体の活動を支援することにより、障がい児者の団体活動を活性化し、社会参加と自立の促進を図る。	○	○	福祉課
	障がい福祉サービス等事業	児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担を無料にすることにより、早期療育の促進と保護者負担の軽減を図る。	○	○	福祉課
	重度心身障がい者医療費助成事業	心身に重度の障がいがある児者に対して、医療費の一部を助成することで、保健の向上及び福祉の増進、経済的負担の軽減を図る。	○	○	国保医療課

(10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
人権擁護の推進	人権意識の普及啓発事業	人権擁護委員との連携のもと、人権相談や学校での人権教室などを通じて、多様な国籍等があることを啓発していく。	○	○	市民課
学校教育での他言語等の子どもの支援	小・中学校教育振興	子どもが置かれている国籍・言語の違いなどの状況によって、意見の表明や参加について支障のないよう、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられるようにする。	○		学校教育課

3 健やかに育つ施策の推進

子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

(1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
子どもの学びの支援	学校図書館活用事業	学校図書センターを拠点として、学校図書の充実を図るとともに、随時新しい図書の更新も行うことにより、児童生徒の読書活動の充実や自発的・主体的学習の拠点となる環境整備を図る。	○		学校教育課
	学力向上推進事業	学習意欲を高める指導内容や個々に応じた指導方法の工夫・改善を行い、学力の向上を図る。	○		学校教育課
	外国語指導助手活用事業	児童・生徒の英語発音やコミュニケーション能力の育成向上を目的に各学校の外国語授業等に英語指導助手を派遣し、外国語授業等の充実を図る。	○		学校教育課
	学校支援地域本部事業	地域の人材を学校へ紹介派遣し、教育活動を支援することにより、学校での教育環境の向上を図る。	○		社会教育課
	郷土資料教材化事業	北広島を故郷として、郷土に対する関心を深めるため、社会科副読本を作成するとともに、各教科に活用できる教育資源をデジタル化した郷土資料教材を作成して教育委員会のホームページに登載することで、地域に根ざした授業の充実を図る。	○		学校教育課
	学童クラブ運営	子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行えるよう必要な援助を行う。	○		児童家庭課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
教員に対する支援	学校教育相談員活用事業	小中学校における教育課程や各学校における課題に対する指導・助言、その他専門的な指導をする経験豊富な学校教育相談員を配置し、教員を支援することにより適切かつ円滑な学校運営を図る。		○	学校教育課
教育環境の充実	理科教材等整備事業	小中学校の理科教育で必要となる教材教具を購入・更新し、教育の充実を図る。	○		教育総務課
	学校ICT環境整備事業	情報化社会へ適応するための情報処理能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上を図るため、教育用PC等の整備を行う。	○		教育総務課
	私立学校教育振興事業	本市に本校を有する私立高等学校が行う教育活動を支援することにより、私立学校の教育環境の充実と保護者の負担軽減を図る。	○	○	教育総務課
学習の経済的支援	要保護・準要保護児童生徒援助事業	生活保護世帯や経済的困窮世帯の児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経済的援助を行うことで、平等に義務教育を受ける権利を保障する。	○	○	学校教育課
読書活動の推進	図書館サービス提供事業	児童書の充実による読書環境の整備と、ボランティアを活用した読み聞かせ等の実施により、子どもが読書に親しむ機会を提供する。	○	○	図書館

(2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
子どもの遊び場所としての公園の整備	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	公園施設の機能保全・安全性の確保等、都市公園における安全・安心対策を計画的に実施し、子どもをはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園を整備する。	○	○	都市整備課
	街区公園整備事業	住民との意見交換を実施し、(仮称)輪厚中央公園の施設内容を決定し整備する。	○	○	都市整備課
遊ぶ場の提供	児童センター運営	児童センターでの遊びの援助などを通じて、子どもが心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助するとともに、子どもとその保護者が遊ぶことができるようにする。 <u>また、児童センター未整備地域における児童センターの整備を計画的に行っていく。</u>	○	○	児童家庭課
	学童クラブ運営	学童クラブでの遊びを通じて、子どもが自主性、社会性、創造性を育むことを支援する。	○		児童家庭課

(3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
スポーツに親しむ事業の展開	中学校体育連盟支援事業	中学校体育連盟に対し交付金を交付し、実施する市内・管内大会を通じて中学生の体位、体力の向上、スポーツに対する意識の向上と心身の健全な育成を図る。	○		教育総務課
	スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団本部を通じて補助金を交付することにより、青少年の健全育成を図るとともに、スポーツ少年団の組織強化と自主的な活動の推進を図る。	○		社会教育課
	スポーツアカデミー事業	ジュニアスポーツ選手強化事業、底辺拡大事業、指導者養成事業を実施することにより、全国、国際レベルの選手育成及び青少年の健全育成を図る。	○	○	社会教育課
	フレンドリーセンター運営事業	スポーツ事業を通じ、障がい児者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供する。	○	○	社会教育課
文化・芸術・自然に親しむ事業の展開	中央公民館活動推進事業	公民館子どもまつりを開催することにより、自然や文化に親しむ機会を提供する。	○		社会教育課
	芸術文化ホール運営委員会連携事業	小学生を対象としたホールでの舞台芸術鑑賞会の実施、ワークショップやアウトリーチなどによる芸術体験の実施により、芸術文化に親しむ機会を提供する。	○		文化課
	フレンドリーセンター運営事業	文化事業を通じ、障がい児者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供する。	○	○	社会教育課
	小・中学校教育振興	学習の中で、武道や和楽器など日本の文化や伝統に親しみ、理解と愛着をもてるようにする。	○		学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
外国の文化などに親しむ事業の展開	国際交流事業	海外との交流事業により、外国の文化、風俗、社会事情を体得し、異文化への理解を深め、国際的視野と国際感覚をもった人材を育てる。	○		社会教育課

(4) 自分の将来を決めること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
将来を決めるために必要な能力の促進	学校教育振興事業	「生きる力」を育み、自ら課題を見つけ、主体的、創造的に取り組む資質を養う総合学習や学校の創意工夫を活かした特色ある学校づくり、北広島市や北海道の地域学習や郷土学習を推進する。	○		学校教育課

(5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
次代が求めるスキルの基本的事項習得機会の確保	学校ICT環境整備事業	情報化社会へ適応するための情報処理能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上を図るため、教育用PC等の整備を行う。	○		教育総務課
子どもの権利に関する広報啓発活動の推進	子どもの権利擁護事業	子どもが自分の健やかな成長と幸せな未来の実現のために、自分にとって必要な情報などを得られるよう、広報や講座などの啓発活動を行う。	○	○	児童家庭課

(6) 安心できる居場所が確保されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
子どもの居場所の提供	学童クラブ運営	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもに、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。	○	○	児童家庭課
	児童センター運営	子どもの居場所となり、必要に応じて子育て家庭に対する相談・援助を行い、子どもの安定した日常生活を支援する。 <u>また、児童センター未整備地域における児童センターの整備を計画的に行っていく。</u>	○	○	児童家庭課
不登校児童生徒への適応指導や保護者への支援	不登校対策・教育相談事業	不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するため、保護者や学校、関係機関と連携して、ひきこもりや不登校児童生徒の解消と未然防止を図る。また、学校や家庭の問題で悩んでいる子ども及びその保護者を対象に、面談や家庭訪問による相談支援を行い、問題の早期解決を図る。	○	○	青少年課

4 参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
意見表明への支援	小・中学校教育振興	子どもの生活の場である家庭や学校において、子どもが安心して自らの意思や意見を表しやすいように配慮する。	○	○	学校教育課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
子どもの参加の促進	市民参加推進事業	市民参加手続き（ワークショップ、パブリックコメント、審議会等、市民説明会、市民政策提案、市民の声）の実施を推進することにより、子どもを含めた市民の参加を促進する。	○	○	行政推進課
	図書館サービス提供事業	「読書まつり」、「古本ばくりっこ」などの図書館事業に子どもスタッフとして参加し、自主的、積極的に企画運営に携わる。	○		図書館
	児童センター運営	児童センターまつりで子どもが自ら実行委員となり、自主的、積極的に発案・企画し運営する場を提供する。	○		児童家庭課
	中央公民館活動推進事業	公民館子どもまつりの開催の際、内容を自ら発案・企画し運営する場を提供する。	○		社会教育課
	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	公園遊具の整備・改修の際に、地域との意見交換会の開催を子どもに周知することにより、子どもの参加を促す。	○		都市整備課
	街区公園整備事業				
	子どもの権利擁護事業	市で行う各種事業や一般向けに子どもの参加についてのガイドを作成する等の方法により、子どもの参加を促進する。	○	○	児童家庭課

(2) 参加した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
参加した結果の公表	市民参加推進事業	市政に関する意見、提案等を市民参加手続きの結果として公表し、市民が分かりやすい表現となるよう配慮する。	○	○	行政推進課

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
意見反映の 機会の提供 と支援	小・中学校 教育振興	子どもが置かれている状況によって、意見の表明や参加について支障のないように、社会に参加するための年齢や成長に応じた適切な配慮を受けられるようにする。	○		学校教育課
	図書館サー ビス提供事 業	予約・リクエストを通して子どもが読みたい本、関心のある本等を把握し、子どもの要望を反映させていく。	○		図書館
	児童センタ ー運営	児童センターまつりで子ども実行委員が、自発的によりよいものとなるよう考えていくために必要な支援を行う。	○		児童家庭課
	中央公民館 活動推進事 業	公民館子どもまつりの開催の際、異世代との交流のほか、より多くの参加者を募るよう工夫した運営を行う機会を提供する。	○	○	社会教育課

(3) 仲間をつくり、仲間と集うこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
仲間づくり の支援	小・中学校 教育	子どもが自ら仲間をつくり、その仲間と企画し、自分たちの意思で集まり行動することができるように推進する。	○		学校教育課
	児童センタ ー運営	児童センターの事業の内容を、より多くの仲間と親しみ、一緒に活動できるようなものとしていく。	○		児童家庭課

(4) 情報提供等の適切な支援を受けられること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域	所管課
情報提供の支援	小・中学校教育	子どもが置かれている状況によって、意見の表明や参加について支障のないように、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられるようにする。	○		学校教育課
主体的な情報取得の支援	図書館サービス提供事業	子どもの主体的な学びを支援するため、図書や新聞などの資料を用いた「調べる学習」を支援していく。	○		図書館
子どもの権利に関する広報啓発活動の推進	子どもの権利擁護事業	子どもが自ら社会に参加するために自分にとって必要な情報などを得られるよう、広報や講座などの啓発活動を行う。	○	○	児童家庭課

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画は、本市の子どもに関する施策全般にわたるため、計画の推進に当たっては、人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携して事業を行い、進捗を管理していきます。

また、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。このことから、地域の各種関係団体などと連携をしながら、施策を推進していきます。

2 計画の評価・検証

子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北広島市子どもの権利推進委員会において進捗状況の評価、検証を行います。あわせて、子どもの意識を確認していきます。

計画期間は3年ですが、時代の状況に応じ、より良い施策のあり方について、適宜、調査、研究を行っていくとともに、見直しの必要が生じた場合は見直しを行っていくこととします。

参考資料

1 北広島市子どもの権利条例（平成 24 年北広島市条例第 23 号）

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 子どもの権利(第 6 条—第 10 条)

第 3 章 子どもの生活の場における権利の保障(第 11 条—第 15 条)

第 4 章 子どもの参加の促進(第 16 条・第 17 条)

第 5 章 相談及び救済(第 18 条—第 22 条)

第 6 章 施策の推進(第 23 条—第 25 条)

第 7 章 子どもの権利の保障の推進(第 26 条)

第 8 章 雑則(第 27 条)

附則

全ての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でただ一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身に付け、責任を持って行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、共に考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人と共に北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしておつくれたまちは、全ての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、社会の一員として尊重され、大人と共に北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りを持っています。平和を願うまち北広島市において、子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、平和の灯をいつまでも絶やさないために、大切に育てていかなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利の保障について必要な

事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。
- (5) 市民 市内に居住し、又は市内で活動する者をいいます。

(責務)

第 3 条 市は、子どもの権利を尊重し、施策において、その保障に努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 4 事業者は、雇用している子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 5 市民は、子どもに関わる場や機会において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 6 市、保護者、施設関係者、事業者及び市民は、互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません。

(権利の普及等)

第 4 条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その普及に努めるものとしてします。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう、必要な支援に努めるものとしてします。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、必要な支援に努めるものとしてします。

(子どもの権利月間)

第 5 条 市は、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるため、北広島市子どもの権利月間(以下「子どもの権利月間」といいます。)を設けます。

- 2 子どもの権利月間は、11 月とします。
- 3 市は、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとしてします。

第 2 章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第 6 条 この章に定める権利は、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第 7 条 子どもは、安心して生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 平和と安全な環境の下で生活すること。
- (2) 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

(守り、守られる権利)

第 8 条 子どもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- (2) 危険から身が守られること。
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (4) プライバシーが守られること。
- (5) 誇りを傷つけられないこと。
- (6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
- (8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること。
- (9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。
- (10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること。

(健やかに育つ権利)

第 9 条 子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
- (2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- (4) 自分の将来を決めること。
- (5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること。
- (6) 安心できる居場所が確保されること。

(参加する権利)

第 10 条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

せん。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 情報提供等の適切な支援を受けられること。

第3章 子どもの生活の場における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 保護者は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それに応じていくとともに、子どもと十分に話し合うことに努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第12条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの権利について学ぶ機会を設けるよう努めなければなりません。

(地域における権利の保障)

第13条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう必要な支援に努めるものとします。

2 市民は、地域において、子どもを育てるという意識を持ち、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第14条 市及び市民は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとします。

(虐待等の禁止)

第15条 何人も、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 何人も、いじめの防止に努めなければなりません。

第4章 子どもの参加の促進

(子どもの参加の促進)

第16条 市は、まちづくり及び施策について、子ども会議の開催等子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設関係者は、育ち学ぶ施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域活動について、子どもがその一員として意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(分かりやすい情報発信)

第17条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第5章 相談及び救済

(救済委員会)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するために、北広島市子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を置きます。

2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌します。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
- (2) 第21条第1項の規定に基づく子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対して、必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会は、委員3人で組織します。

4 救済委員会の委員(以下「救済委員」といいます。)は、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

5 救済委員の任期は、3年とします。ただし、救済委員が欠けた場合における補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 救済委員は、再任されることができます。

7 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第4項の規定による委嘱を解くことができます。

8 救済委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

9 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

(市長が行う措置)

第19条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、関係する市の機関に対し勧告、指示又は命令(以下「勧告等」といいます。)を、市の機関以外のものに対し是正要請を行うことができます。

2 市長は、勧告等を受けた市の機関に対し、その勧告等に基づき講じた措置について、報告を求めることができます。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による勧告等及び前項の規定による市の機関からの措置の報告について、その内容を公表することができます。

(救済委員会への協力)

第20条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、支援しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとします。

(相談及び救済の申立て)

第21条 何人も、子どもの権利の侵害について、救済委員会に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

2 救済の申立ては、文書又は口頭で行います。

(相談員の設置)

第 22 条 救済委員会の活動を補佐するため、北広島市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が任用します。

第 6 章 施策の推進

(関係機関等との連携)

第 23 条 市は、救済委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害の防止、相談及び救済について、関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(施策の推進)

第 24 条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利について必要な施策を推進するものとします。

2 市は、保護者が安心して子育てができるよう必要に応じた支援に努めるものとします。

(推進計画の策定)

第 25 条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。

第 7 章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利推進委員会の設置)

第 26 条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、北広島市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができます。

(1) 推進計画の策定又は変更に関すること。

(2) 子どもの権利に関する施策の実施に関すること。

3 推進委員会は、委員 10 人以内で組織します。

4 推進委員会の委員(以下「推進委員」といいます。)は、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。

5 推進委員の任期は、3 年とします。ただし、推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 8 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行します。ただし、第 5 章、第 25 条及び第 7 章の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

2 北広島市子どもの権利条例施行規則（平成 24 年北広島市規則第 31 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北広島市子どもの権利条例(平成 24 年北広島市条例第 23 号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

（18 歳未満の者と等しく権利を認めることが適当である者）

第 3 条 条例第 2 条第 1 号のその他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者とは、年齢が 18 歳又は 19 歳の者であって、18 歳未満の者が通学し、通所し、又は入所する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所するものとします。

（救済委員会の会長）

第 4 条 救済委員会に会長を置き、救済委員の互選によってこれを定めます。

2 救済委員会の会長(次項及び次条において「会長」といいます。)は、救済委員会の会務を総理し、救済委員会を代表します。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する救済委員がその職務を代理します。

（救済委員会の会議）

第 5 条 救済委員会の会議は、会長が招集します。

2 会長は、救済委員会の会議の議長となります。

3 救済委員会の会議の議事は、救済委員 2 人以上の賛成をもって決めます。

（要保護児童対策調整機関に対する通知）

第 6 条 救済委員会は、条例第 21 条第 1 項の規定に基づく相談及び救済の申立てが要保護児童対策地域協議会(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会をいいます。)の所掌事項に関するものであるときは、要保護児童対策調整機関(同法第 25 条の 2 第 4 項の規定に基づき市長が指定した要保護児童対策調整機関をいいます。)に対し、速やかにその旨を通知するものとします。

（調査）

第 7 条 救済委員会は、条例第 21 条第 1 項の規定に基づく救済の申立て(以下「救済の申立て」といいます。)があったときは、その救済の申立てについて調査を行うものとします。

2 救済委員会は、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた救済の申立てについて調査を行うときは、その子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員会がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員会は、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め、現に

係争中の事案に関するものであるとき。

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (4) 前項の同意が得られないとき(同項ただし書の規定に該当するときは除きます。)
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、調査を行うことが適当でないとき。

4 救済委員会は、前項の規定により救済の申立てについて調査を行わないときは、その救済の申立てを行った者(以下「申立人」といいます。)に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければなりません。

(調査の中止等)

第8条 救済委員会は、調査を開始した後において、前条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は調査の必要がないと認めるときは、その調査を中止し、又は打ち切ることができます。

2 救済委員会は、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その調査に係る申立人及び前条第2項に規定する同意を得た者(以下「申立人等」といいます。)に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査等)

第9条 救済委員会は、市の機関に対し調査を行うときは、あらかじめその機関に対し、その旨を通知しなければなりません。

2 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、市の機関に対し、資料の提出、説明等を求めることができます。

3 救済委員会は、市の機関に対する調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るための調整(以下「調整」といいます。)を行うことができます。

4 救済委員会は、市の機関に対する調査及び調整の結果について、申立人等に対し、速やかに通知するものとします。

(市の機関以外のものに対する調査等)

第10条 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明等について協力を求めることができます。

2 救済委員会は、市の機関以外のものに対する調査の結果必要があると認めるときは、調整を行うことについて協力を求めることができます。

3 救済委員会は、市の機関以外のものに対する調査及び調整の結果について、申立人等に対し、速やかに通知するものとします。

(救済申立書)

第11条 条例第21条第2項に規定する文書による救済の申立ては、救済申立書(別記第1号様式)により行うものとします。

2 救済委員は、条例第21条第2項に規定する口頭による救済の申立てがあったときは、救済申立書の記載事項を聴き取りし、救済申立書に記録するものとします。

(身分証明書の携帯等)

第 12 条 救済委員及び相談員は、救済の申立てについて調査又は調整を行うときは、その身分を示す証明書(別記第 2 号様式)を携帯し、その調査又は調整に係る関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。

(活動状況の報告)

第 13 条 救済委員会は、毎年度、その活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員会の運営に係る事項の委任)

第 14 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、救済委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(推進委員会の会長及び副会長)

第 15 条 推進委員会に会長及び副会長 1 人を置き、推進委員の互選によってこれを定めます。

2 推進委員会の会長(次項及び次条から第 17 条までにおいて「会長」といいます。)は、推進委員会を代表し、推進委員会の会務を総理します。

3 推進委員会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進委員会の会議)

第 16 条 推進委員会の会議は、会長が招集します。

2 会長は、推進委員会の会議の議長となります。

3 推進委員会は、推進委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

4 推進委員会の会議の議事は、出席した推進委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

5 会長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に推進委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができます。

(部会)

第 17 条 推進委員会は、必要に応じて、部会を置くことができます。

2 部会に属すべき推進委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する推進委員の互選によってこれを定めます。

4 部会長は、その部会の事務を掌理します。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する推進委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

6 前条の規定は、部会について準用します。

7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定めます。

(推進委員会の運営に係る事項の委任)

第 18 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定めます。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行します。ただし、第 4 条から第 17 条までの規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

附 則(平成 24 年規則第 40 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 11 条関係) 略

別記第 2 号様式(第 12 条関係) 略

3 北広島市子どもの権利推進委員会委員名簿

区分	氏名	所属
人権	福与 春美	人権擁護委員
福祉	只石 智子	主任児童委員
	堀 允千	児童養護施設 天使の園（児童指導員）
	斉藤 圭美	北広島市しょうがい児者を持つ親の会（副会長）
教育	大西 二生	北広島市小中学校校長会（広葉中学校校長） （～平成26年3月31日）
	吉川 雅樹	北広島市小中学校校長会（西の里中学校校長） （平成26年4月1日～）
	中川 幹彦	北広島市小中学校教頭会（北の台小学校教頭）
	新見 大陸	北広島市PTA連合会（会長）
	渡辺 憲介	学識経験者（札幌学院大学教授）
公募	矢崎 美香	
	杉村 恵利子	

4 計画策定経過

平成25年4月1日	子どもの権利条例全面施行